

[事案 2022-49] 入院一時金支払等請求

・令和4年12月5日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、入院一時金が支払われなかったことを不服として、解除の無効および入院一時金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

子宮頸部切除術を受けたため、令和2年3月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、入院一時金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を無効として、入院一時金を支払ってほしい。それが認められない場合は、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 令和元年夏から6回ほど募集人と面談したが、子宮頸がんのスクリーニング検査（子宮頸部細胞診）を複数回受けて要再検査となり、コルポスコピー検査を複数回受けたが異常がなかったことを伝えた。
- (2) 精密検査で異常がなく、病気であるとの認識はなかったため、告知書の「病気やケガで」といった質問には「いいえ」と回答するほかない。
- (3) 告知書の記入時、子宮頸がんのスクリーニング検査を何回か受けたことが告知事項に該当するか募集人に質問したが、該当しないとの回答であったため「いいえ」と記入した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成30年4月に申立人が子宮頸部細胞診を受けた結果、「子宮頸部異形成の疑い」と診断され、経過観察として、令和元年8月までに4回スクリーニング検査、コルポスコピー検査を受けたことは、告知が必要な事項である。
- (2) 募集人は申立人から、妊娠・出産に伴うスクリーニング検査を受けて異常がなかったことは聞いたが、子宮頸がんのスクリーニング検査、コルポスコピー検査を受けたことは聞いていない。
- (3) 仮に、申立人が募集人に検査の話をしていたとしても、募集人には告知受領権がないため、告知したことにはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反が認められる一方で、募集人による不告知教唆は認められず、契約解除の無効および入院一時金の支払等は認められないものの、本件は和解により解決を図るのが相当と判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人によれば、令和元年夏頃から申込時にかけて、申立人から複数回、一連のスクリーニング検査の話聞いたことを受けて、インターネットにより妊娠・出産に伴うスクリーニング検査を検索し、子宮頸がんに関する記事を読んだこともあったとのことである。

- (2) 申立人が自身の検査について、告知時も含め募集人に何度も話し、募集人も検査内容を独自に調べていたのであれば、募集人は告知事項に該当する可能性を見据え、申立人に検査の時期や内容を具体的に確認し、正確な告知ができるように手伝うことができたと考えられる。
- (3) しかし、申立人にスクリーニング検査の詳細を確認することはせず、「病気ではない」「大丈夫」などと発言し、申立人に告知不要といった誤解を生じさせた可能性は否めない。
- (4) また、告知画面には、「経過観察中」の意味や、「再検査等を受けて異常なし」であっても告知事項に該当することが表示されていたが、募集人は読み上げておらず、仮に募集人が告知前に読み上げていた場合、申立人が一連の検査について正しく理解でき、正しい告知ができた可能性がある。